

## 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について

〔平成 12 年 4 月 27 日付け 12 林野治第 790 号〕  
〔農林水産事務次官から各都道府県知事宛て〕

[最終改正] 令和 6 年 4 月 1 日付け 5 林整治第 1877 号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）による森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の一部改正により、同法に基づき都道府県が行う保安林及び保安施設地区関係事務のうち、民有林の保安林であって同法第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる目的を達成するためのもの及び国有林の保安林並びに保安施設地区に関する事務が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とされたところである（森林法第 196 条の 2 参照）。

これに伴い、森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係の法定受託事務について、地方自治法第 245 条の 9 第 1 項の規定に基づく処理基準が、別紙のとおり定められたので、御了知の上、今後は、本基準によりこれらの事務を適正に処理されたい。

以上、命により通知する。

### 別紙

#### 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準

森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 196 条の 2 第 1 項各号に掲げる法定受託事務の処理については、法令に定めるもののほか、本基準に定めるところによるものとする。

なお、本基準は、第 1 から第 9 までにより構成され、第 1 保安林の指定、第 2 保安林の解除、第 3 指定施業要件の変更、第 4 立木伐採許可及び届出、第 5 作業許可、第 6 監督処分、第 7 標識の設置、第 8 保安林台帳、第 9 保安施設地区とし、保安林及び保安施設地区の指定、解除等に関する事務の取扱いに当たっては、これらに基づき適正かつ円滑に実施するものとする。

### 第 1 保安林の指定

#### 1 保安林の名称

法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき都道府県知事が指定する保安林の名称は次の①から③まで、法第 25 条の規定に基づき農林水産大臣が指定する保安林の名称は次の①から⑰までに掲げるとおりとし、都道府県知事が本基準に定めるところにより行う事

務の処理に当たっては、当該名称を用いるものとする。

- ① 水源かん養保安林
- ② 土砂流出防備保安林
- ③ 土砂崩壊防備保安林
- ④ 飛砂防備保安林
- ⑤ 防風保安林
- ⑥ 水害防備保安林
- ⑦ 潮害防備保安林
- ⑧ 干害防備保安林
- ⑨ 防雪保安林
- ⑩ 防霧保安林
- ⑪ なだれ防止保安林
- ⑫ 落石防止保安林
- ⑬ 防火保安林
- ⑭ 魚つき保安林
- ⑮ 航行目標保安林
- ⑯ 保健保安林
- ⑰ 風致保安林

## 2 指定施業要件

都道府県知事が法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき行う保安林の指定に伴い定める指定施業要件（法第 33 条第 1 項に規定する指定施業要件をいう。以下同じ。）については、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「令」という。）別表第 2 に準拠するほか、次によるものとする。

### (1) 伐採の方法の基準

#### ア 主伐に係るもの

- (ア) 指定施業要件として定める伐採の方法は、別表 1 により定めるものとする。
- (イ) 伐採をすることができる立木は、標準伐期齢以上のものとする旨を定めるものとする。
- (ウ) 保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められるときは、(ア) 及び(イ)によるほか、これら以外の方法によっても伐採をすることができる旨（以下「伐採方法の特例」という。）を定めることができるものとする。伐採方法の特例は、当該保安林の樹種又は林相を改良する必要が現に生じている場合又はこれが 10 年以内に生ずると見込まれる場合に限り定め得るものとし、指定の日から 10 年を超えない範囲内で当該特例の有効期間を定めるものとする。

なお、伐採方法の特例のうち伐採種については、択伐とする森林については伐採種を定めないとすることができるものとし、禁伐とする森林については択伐とすることができるものとする。

(エ) 伐採種は、当該森林の地況、林況等を勘案して、地番の区域又はその部分を単位として定めるものとする。

#### イ 間伐に係るもの

間伐の指定は、主伐に係る伐採種を定めない森林、択伐とする森林で択伐林型を造成するための間伐を必要とするもの及び禁伐とする森林で保育のために間伐をしなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないものについて定めるものとする。

### (2) 伐採の限度の基準

#### ・ 主伐に係るもの

(ア) 指定施業要件として定める立木の伐採の限度は、指定の目的に係る受益の対象が同一である保安林又はその集団を単位として定めるものとする。

この場合において、水源かん養保安林について受益の対象が同一である保安林又はその集団とすべき単位区域の範囲は、林野庁長官が別に定める「単位区域概況表」によるものとし、土砂流出防備保安林についても原則としてこれを用いることとする。

なお、これを用いることが不適当な場合においては、個々に定めるものとする。

(イ) 指定施業要件として定める立木の伐採の限度のうち1伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積に係るものは、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団のうち当該指定施業要件としてその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積を令別表第2第2号(一)イに規定する伐期齢に相当する数で除して得た面積(以下「総年伐面積」という。)に、前伐採年度における伐採につき法第34条第1項の許可(以下「立木伐採許可」という。)をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする旨を定めるものとする。

(ウ) 令別表第2第2号(一)ロの1箇所当たりの皆伐面積の限度は、原則として、水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林(ただし、水源かん養保安林については、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上当該森林と同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。)について定めるものとする。

なお、当該限度は、水源かん養保安林にあつては20ヘクタール以下、土砂流出防備保安林にあつては10ヘクタール以下の範囲内において伐採跡地からの

土砂の流出の危険性、急激な疎開による周辺の森林への影響等に配慮して定めるものとする。

- (エ) (1)のアの(ウ)により樹種又は林相の改良のために伐採種を定めないものとされた保安林に係る1箇所当たりの皆伐面積の限度は、定めないものとする。
- (オ) 令別表第2第2号(一)ニの択伐の限度は、伐採の方法として択伐が指定されている森林及び伐採種を定めない森林に対して適用するものとする。
- (カ) 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。)第56条第3項に規定する保安林又は保安施設地区の指定後最初に択伐による伐採を行う森林についての択伐率の算出に用いる係数は、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には、40パーセント)以上である森林にあつては当該森林の立木度、その他の森林にあつては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント(伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林につき、保安林又は保安施設地区に指定後最初に択伐による伐採をする場合には、40パーセント)以上となる時期において推定される立木度とする。この場合において、推定立木度は、保安林の指定時における当該森林の立木度を将来の成長状態を加味して±10分の1の範囲内で調整して得たものとする。

なお、立木度は、現在の林分蓄積と当該林分の林齢に相応する期待蓄積とを対比して10分率をもって表すものとする。ただし、蓄積を計上するに至っていない幼齢林分については蓄積に代えて本数を用いるものとする。

### (3) 植栽の基準

令別表第2第3号は、立木を伐採した後において現在の森林とおおむね同等の保安機能を有する森林を再生する趣旨で設けられたものであるから、植栽以外の方法によりの確な更新が期待できる場合には、これを定めないものとする。この場合において、人工造林に係る森林及び森林所有者が具体的な植栽計画を立てている森林については、原則として、定めるものとする。

#### ア 方法に係るもの

##### (ア) 基準

- a 規則第57条第1項の「満1年未満の苗にあつては、同一の樹種の満1年以上の苗と同等の根元径及び苗長を有するものであること」については、都道府県等が定める山行苗木の流通規格に定められている2年生以上の苗の根元径及び苗長と比較することをもって、満1年未満の苗が同一の樹種の満1年以上の苗と同等の根元径及び苗長を有していることの妥当性を判断するものとする。ただし、コンテナ苗等の規格に苗齢に関する区分がない場合は、そ

の規格が記載された申請書類を添付させ、2年生の苗が含まれるか否かを確認することをもって判断するものとする。

なお、樹盛が旺盛である、根張りが良い、損傷がない等植栽しようとする苗が健全であることに留意するものとする。

- b 保安林において満1年未満の苗を植栽しようとする場合は、苗を生産する事業者等に苗齢並びに根元径及び苗長を表示した林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条第1項に規定する生産事業者表示票を確実に添付するよう指導し、当該表示票を確認する方法、国庫補助事業等の造林検査要領等において苗の規格に関する検査項目が設定されている場合には、当該検査に使用した苗木受払簿等の書類の内容を確認する方法等、各都道府県の状況に応じて書面を中心として苗齢並びに根元径及び苗長を確認するものとする。

(イ) 植栽本数

- a 規則第57条第2項第1号において、規則付録第8の算式により算出された本数が3,000本を超える場合の植栽本数は、3,000本とする。

なお、規則付録第8の算式の算出結果は、別表2のとおりである。

- b 規則第57条第2項第2号について、次の条件に適合する場合の植栽本数は、植栽本数を定めようとする森林が所在する市町村の市町村森林整備計画に定められている人工造林の標準的な方法に基づく本数であって、当該市町村のおおむね過半の区域において、特定の森林所有者等に偏ることなく幅広い関係者が施業した実績のある方法に基づく本数であり、かつ、当該林分における保育作業（鳥獣害対策を含む。）の実績から、確実に更新を図ることが可能であると見込まれる本数とする。ただし、植栽本数を定めようとする森林が、2以上の市町村にわたり、かつ、これらの市町村の市町村森林整備計画に差異があることによって、当該保安林の効率的な施業に支障を来す場合にあつては、市町村森林整備計画に代えて地域森林計画に定められている人工造林の標準的な方法に基づく本数とすることもできるものとする。

(a) 「地盤が安定し、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがなく」については、急傾斜地である等個々の森林の地形や土壌の現況からして、土砂の流出又は崩壊が発生しやすいものでないこと、雪崩による被害のおそれがないことなど、植栽本数を減じることによって周囲の森林に影響を与えるおそれがない場合とする。

(b) 「自然的社会的条件からみて効率的な施業が可能である」ことについては、自然的条件にあつては、地形、気象、土壌等の要因から苗の活着及び生育に不向きな立地ではないこと、社会的条件にあつては、植栽本数を定めようとする森林へのアクセスに問題がなく、伐期に至るまで間伐等の施業が継続的に実施されているなど植栽後の苗の管理が適切に実施できる立

地であることについて確認するものとし、植栽後に効率的な施業が可能である場合とする。

イ 樹種に係るもの

令別表第2第3号(三)の「経済的利用に資することができる樹種」については、当該保安林の指定目的、地形、気象、土壌等の状況及び樹種の経済的特性等を踏まえて、木材生産に資することができる樹種に限らず、幅広い用途の経済性の高い樹種を定めることができる。

### 3 指定の手続

法第25条の2第1項の規定に基づき都道府県知事が行う保安林の指定の手続及び法第25条の規定に基づき農林水産大臣が行う保安林の指定に関し都道府県知事が行う手続については、次によるものとする。

#### (1) 申請書の受理及び進達

ア 法第27条第1項に規定する保安林の指定に直接の利害関係を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 保安林の指定に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者

(イ) 保安林の指定により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者

なお、「保安林の指定により直接利益を受ける者」については、別表3を基本的な考え方とし、現地の実態も踏まえながら適切に対処するものとする。

イ 規則第48条第1項第2号に規定する申請者が当該申請に係る指定に直接の利害関係を有する者であるか否かについては、アに基づき次に掲げる書類により判断するものとする。

(ア) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者である場合

a 当該申請に係る森林の土地が登記されている場合

(a) 当該申請者が、登記簿に登記された所有権、地上権、賃借権その他の権利の登記名義人（以下「登記名義人」という。）である場合には、登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）

(b) 当該申請者が、登記名義人でない場合には、登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）及び公正証書、戸籍の謄本又は売買契約書の写しその他当該申請者が当該森林の土地について登記名義人又はその承継人から所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類

b 当該申請に係る森林の土地が登記されていない場合

固定資産課税台帳に基づく証明書その他当該申請者が当該森林の土地について、その上に木竹を所有し、及び育成することにつき正当な権原を有する

者であることを証する書類

(イ) 当該申請者が当該申請に係る森林の所有者以外の者である場合

当該申請により森林の保安機能が維持強化又は弱化されることによって、直接利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件（以下「土地等」という。）につき権利者であることを証する登記事項証明書その他当該土地等について正当な権原を有する者であることを証する書類

ウ 都道府県知事が、申請を農林水産大臣に進達する場合には、当該申請が不適法であって補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、法第 27 条第 3 項ただし書の規定により却下するものとする。

また、都道府県知事自らが指定の権限を有する保安林の指定申請があった場合には、その申請が不適法であって補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、却下するものとする。

なお、これらの却下は、申請者に対し、理由を付した書面を送付して行うものとする。

## (2) 指定に係る調査等

ア 都道府県知事が行う保安林の指定に際しては、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、次の書類（様式は林野庁長官が別に定める。）を作成の上、指定の適否を判断するものとする。

(ア) 指定調書

(イ) 指定調査地図

(ウ) 位置図

(エ) その他必要な書類

イ 都道府県知事が、保安林に指定しようとする区域が 1 筆の土地の一部であるときは、当該区域の実測図を作成し、又は調査地図に地形地物を表示し、後日において現地を明瞭に確認できるようにしておくものとする。

## (3) 保安林予定森林の告示等

ア 法第 30 条又は第 30 条の 2 の規定に基づく掲示の内容は、保安林予定森林の告示の内容に準ずるものとする。

イ 法第 30 条又は第 30 条の 2 の規定に基づく森林所有者等への通知には、次の事項を含めるものとする。

(ア) 同一の単位とされる保安林において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積（保安林の面積の異動等により変更することがある旨を付記する。）

(イ) 伐採種を定めない森林においてする主伐は、皆伐によることができる旨

(ウ) 標準伐期齢

(エ) 指定施業要件に従って樹種又は林相を改良するために伐採するときは、伐採跡地の植栽について条件を付することがある旨

(オ) その他必要な事項

ウ 保安林予定森林に係る区域が1筆の土地の一部である場合には、法第30条又は第30条の2の規定による通知書に当該部分を明示した図面を添付するものとする。

エ 指定の申請に係る森林について所在場所の名称又は地番の変更があったときにおいて、当該変更が法第30条又は第30条の2の規定による告示がなされる以前であるものであって当該変更前の所在場所の名称又は地番により告示がなされている場合にあっては、当該告示の訂正を行うものとする。

オ 指定目的の変更のためにする指定は、現に定められている指定目的に係る保安林の解除と同時又は解除前に行うものとする。この場合において、法第30条及び第30条の2の規定による通知書には、指定目的の変更のためにする指定である旨を付記するものとする。

カ 現に保安林に指定されている森林について、その指定の目的以外の目的を達成するため重ねて保安林に指定する場合（以下「兼種保安林の指定」という。）における法第30条及び第30条の2の規定による通知書には、従前の指定目的に新たな目的を追加するための指定である旨を付記するものとする。

キ 保安林の指定の申請に対し、都道府県知事が指定をしない旨の処分をした場合には、遅滞なく申請者に対し指定をしない旨及びその理由を記載した書面を送付して通知するものとする。

ク 保安林予定森林について、事情の変更その他の理由により指定を取り止める場合には、当該保安林予定森林に係る告示、掲示及び通知を取り消すものとする。

#### (4) 意見の聴取

ア 異議意見書を提出した者が当該意見書の提出に係る保安林の指定に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、(1)のア及びイを準用するものとする。

イ 法第32条第1項に規定する意見書は、意見に係る森林及び理由が共通である場合に限り連署して提出することができるものとする。

ウ 都道府県知事は、法第32条第1項の規定に基づき農林水産大臣又は都道府県知事宛てに提出された意見書が、規則第51条に規定する直接の利害を有する者であることを証する書類の添付がないものその他不適法であって補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求めるものとする。

エ 都道府県知事は、法第32条第1項の規定に基づき都道府県知事宛てに提出された意見書が、同項に規定する期間の経過後に差し出されたものその他不適法であって補正することができないものであるときは、却下するものとする。



なお、これらの却下は、意見提出者に対し、理由を付した書面を送付して行うものとする。

オ 法第 32 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事が行う意見の聴取については、規則第 52 条の規定を準用するものとする。

カ 法第 32 条第 3 項の通知書には、同項に規定された事項のほか、次の事項を記載するものとする。

(ア) 意見聴取会の開始時期

(イ) 意見書提出者が代理人をして意見の陳述をさせようとするときは、代理人 1 人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面をあらかじめ提出すべき旨

(ウ) 陳述の時間を制限する必要があるときは、各意見書提出者又はその代理人の陳述予定時間

(エ) 意見聴取会当日には当該通知書を持参すべき旨

キ 法第 32 条第 3 項の規定に基づき都道府県知事が行う意見の聴取の期日等の公示は、都道府県公報に掲載してするとともに関係市町村の事務所及び意見の聴取の場所に掲示して行うものとする。

## (5) 指定の通知

ア 法第 33 条第 3 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく森林所有者等への保安林の指定の通知（以下「指定通知」という。）に当たっては、あらかじめ当該指定に係る森林所有者が法第 30 条又は第 30 条の 2 の規定による保安林予定森林の通知をした森林所有者と同一人であるかどうかを確認し、森林所有者に異動があった場合には新森林所有者を通知の相手方とするものとする。

イ 指定通知の内容が法第 30 条又は第 30 条の 2 の規定による保安林予定森林の通知の内容と同一である場合には、森林所有者に異動があった場合を除き、通知書に保安林予定森林についての通知の内容と同一である旨を記載すれば足りるものとする。

ウ 指定に係る森林が 1 筆の土地の一部である場合には、指定通知に当該部分を明示した図面を添付するものとする。ただし、森林所有者に異動があった場合を除き、当該区域が保安林予定森林の区域と同一である場合には、この限りでない。

エ 指定目的の変更のためにする指定及び兼種保安林の指定に係る指定通知については、(3) のオ及びカを準用するものとする。

## 第 2 保安林の解除

### 1 解除の要件

法第 26 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき都道府県知事が行う保安林の解除の要件は次のとおりとする。

### (1) 指定の理由の消滅

法第 26 条の 2 第 1 項に規定する「指定の理由が消滅したとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

ア 受益の対象が消滅したとき。

イ 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき。

ウ 当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設（以下「代替施設」という。）等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき。

エ 森林施業を制限しなくても受益の対象を害するおそれがないと認められるとき。

### (2) 公益上の理由

法第 26 条の 2 第 2 項に規定する「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、保安林を次に掲げる事業の用に供する必要が生じたときとする。

ア 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法令により土地を収用し又は使用できることとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの

イ 国等以外の者が実施する事業のうち、別表 4 に掲げる事業に該当するもの

ウ ア又はイに準ずるもの

### (3) 転用を目的とする解除

(1)又は(2)による解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること（以下「転用」という。）を目的とする解除（以下「転用解除」という。）については、次に掲げる要件を備えなければならないものとする。

なお、保安林については、制度の趣旨からして転用を抑制すべきものであり、転用解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとする。

ア 「指定の理由の消滅」による解除

#### (ア) 級地区分

別表 5 の第 1 級地に該当する保安林については、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第 2 級地に該当する保安林については、地域における保安林の配備状況及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ざる事情があると認められ、かつ、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められる場合に限って転用解除を行うものとする。

(イ) 用地事情

転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができない、又は著しく困難であること。

ただし、都道府県（地方公営企業（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条の地方公営企業をいう。）を含む。）が事業主体となり製造場を整備する事業で、保安林の指定の解除を伴うもの（以下「製造場整備事業」という。）のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものについては、これを適用しないものとする。この場合において、都道府県知事は、保安林の指定を解除したときは、製造場整備事業の区域（以下「整備事業区域」という。）内において残置し、又は造成した森林を保安林に指定するものとし、法第 25 条第 1 項の規定に基づく保安林の指定が必要なときには、法第 27 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣に申請するものとする。

- a 製造場整備事業が、公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであり、かつ、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであること。
- b 製造場整備事業が、既に整備された製造場（以下「既存製造場」という。）を拡張するものであり、かつ、製造場整備事業により新たに整備される製造場で実施される事業が既存製造場で実施されている事業（以下「既存事業」という。）と一体的に実施されるものであること。
- c 事業環境の変化等により、既存事業を整備事業区域内において拡張する必要があること。
- d 整備事業区域の主たる区域が、保安林以外であること。
- e 既存事業の区域に隣接した土地に保安林以外の利用可能な土地がある場合は、当該土地を優先して利用する計画に基づいて実施されるものであること。
- f 整備事業区域が、既存事業の主要な施設が存する区域に隣接していること。
- g 整備事業区域において残置し、又は造成する森林の面積の割合が、同区域の面積の 35%以上確保されるものであること。

(ウ) 面積

転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

- a 転用により設置しようとする施設等について、法令等により基準が定められている場合には、当該基準に照らし適正であること。
- b 大規模かつ長期にわたる事業等のための転用解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画

に係る転用面積が必要最小限度のものであること。

(エ) 実現の確実性

次の事項の全てに該当し、申請に係る事業等を実施することが確実であること。

- a 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。
- b 事業等を実施する者（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。
- c 事業者が事業等を実施するため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。
- d b及びcの土地の利用又は事業等について、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可等」という。）を必要とする場合には、当該許認可等がなされている又は、なされることが確実であること。
- e 事業者が当該事業等を実施するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

(オ) 利害関係者の意見

転用解除に当たって、当該転用解除に利害関係を有する市町村の長の同意及び当該転用解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ている、又は得ることができると認められるものであること。

(カ) その他の満たすべき基準

- a 転用に係る保安林の指定の目的の達成に支障を来さないよう、代替施設の設置等の措置が講じられた、又は確実に講じられること。

この場合において、代替施設には、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものとする。

- b aの代替施設の設置等については、別紙に示す基準に適合するものであること。
- c bのほか、事業等に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺環境保全等については、別紙に示す基準に適合するものであること。
- d 転用に係る保安林の面積が、5ヘクタール以上である場合又は事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し、事業等に供しようとする区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（転用に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）であって、

水資源のかん養又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあつては、原則として、当該転用に係る面積以上の代替保安林とすべき森林が確保されるものであること。

イ 「公益上の理由」による解除

① 国等が行う事業による転用の場合

(ア) 級地区分

別表 5 の第 1 級地については、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障を来さないと認められるものを除き、原則として、解除は行わないものとする。

同表の第 2 級地については、アの(ア)を準用するものとする。

(イ) 用地事情

アの(イ)を準用するものとする。

(ウ) 面積

アの(ウ)を準用するものとする。

(エ) 実現の確実性

アの(エ)を準用するものとする。

(オ) その他の満たすべき基準

アの(オ)を準用するものとする。

② ①以外の場合

(ア) 級地区分

①の(ア)を準用するものとする。

(イ) 用地事情

アの(イ)を準用するものとする。

(ウ) 面積

アの(ウ)を準用するものとする。

(エ) 実現の確実性

アの(エ)を準用するものとする。

(オ) 利害関係者の意見

アの(オ)を準用するものとする。

(カ) その他の満たすべき基準

アの(カ)を準用するものとする。

## 2 解除の手續

法第 26 条の 2 の規定に基づき都道府県知事が行う保安林の解除の手續及び法第 26 条の規定に基づき農林水産大臣が行う保安林の解除に係り都道府県知事が行う手續については、次によるものとする。

(1) 申請書の受理及び進達

ア 法第27条第1項に規定する保安林の解除に直接の利害関係を有する者については、第1の3の(1)のアを準用するものとする。

イ 規則第48条第1項第2号に規定する申請者が当該申請に係る解除に直接の利害関係を有する者であるか否かについては、アに基づき第1の3の(1)のイの(ア)及び(イ)の書類により判断するものとする。

ウ 規則第48条第2項第1号の計画書は、次の事項を記載した書類、転用に係る区域及びそれに関連する区域並びにそれらの区域内に設置される施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面並びに土量計算等に関する書類とする。

(ア) 転用の目的に係る事業又は施設の名称

(イ) 事業者の氏名（法人及び法人でない団体にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）

(ウ) 事業等の用に供するため当該保安林を選定した事由

(エ) 事業者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況

(オ) 事業等に要する資金の総額及びその調達方法

(カ) 事業等に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳

(キ) 事業等に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに当該工事により設置される施設の種類、規模、構造及び所在

(ク) その他参考となる事項

エ 規則第48条第2項第2号の計画書は、次の事項を記載した書類及び代替施設の配置図、縦横断面図その他実施設計に関する図面とする。

なお、申請者が転用に伴って当該保安林の機能が失われないとして当該計画書を添付しない場合において、審査の結果当該書類を添付する必要があると認めるときは、遅滞なくその提出を求めて補正させるものとする。

(ア) 代替施設を設置する土地を使用する権利の種類及び取得の状況

(イ) 代替施設の設置に要する資金の総額及びその調達方法

(ウ) 代替施設の設置に要する経費の項目（用地費、土木工事費、建築工事費、諸掛費等）ごとの員数、単価、金額及びその内訳

(エ) 代替施設に関する工事を開始する予定の日、当該工事の工程並びに代替施設の種類、規模、構造及び所在

(オ) その他参考となる事項

オ 規則第48条第2項第3号については、次によるものとする。

(ア) 「他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分」に係る申請の状況を記載した書類については、次によるものとする。

a 申請中の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請年

月日を記載した書類

b 申請前の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類

(イ) 「処分があったことを証する書類」については、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の写しとする。

カ 規則第 48 条第 2 項第 4 号の法人の登記事項証明書に準ずるものについては、法人が実在することを証明するために必要な情報（法人の名称及び所在地並びに法人番号）を記載した書類又はその写しとする。また、類するものは公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写しとする。

キ 規則第 48 条第 2 項第 5 号の「資力及び信用があることを証する書類」については、事業等の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には、当該書類を添付することをもって代替できるものとする。

ク 森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和 37 年農林省告示第 851 号）12 の注意事項 4 の「事業等を実施するために必要な能力があることを証する書類」については、事業等の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により事業等を実施するために必要な能力を確認できる場合には、当該書類を添付することをもって代替できるものとする。

ケ 都道府県知事は、申請を農林水産大臣に進達する場合には、その申請が不適法であって補正することができるものであるときは、直ちに補正を求め、補正することができないものであるときは、法第 27 条第 3 項ただし書の規定により却下するものとする。また、都道府県知事自らが指定の権限を有する保安林の指定の解除申請があった場合には、その申請が不適法であって補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、却下するものとする。

なお、これらの却下は、申請者に対し、理由を付した書面を送付して行うものとする。

## (2) 解除に係る調査等

都道府県知事が行う保安林の解除に係る調査等については、第 1 の 3 の (2) を準用するものとする。

## (3) 解除予定保安林の告示等

解除予定保安林の告示等については、第 1 の 3 の (3)（イ、オ及びカを除く。）を準用するものとする。この場合において、「保安林予定森林」とあるのは「解除予定保安林」と読み替えるものとする。

## (4) 意見の聴取

ア 意見書を提出しようとする者が当該意見書の提出に係る保安林の解除に直接の

利害関係を有する者であるか否かの判断は、(1)のイを準用するものとする。

イ アのほか、意見の聴取については、第1の3の(4)（アを除く。）を準用するものとする。

#### (5) 代替施設の設置等の確認

ア 都道府県知事は、転用に係る解除予定保安林について、法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に、事業者に対し、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するとともに、当該施設の設置等が講じられた、又は確実に講じられることについて確認を行うものとする。ただし、製造場整備事業が、次の各号に掲げる要件を満たすことを都道府県知事が確認したときは、当該確認を要せず、代替施設の設置等を速やかに講じるよう指導するものとする。

(ア) 主要な代替施設（都道府県知事に事前に協議した代替施設のうち、その主要部分を構成する排水施設、流出土砂貯留施設、洪水調節施設等のことをいう。

以下同じ。）の設置が完了していること。

(イ) 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了期日が明らかであること。

(ウ) 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、製造場整備事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等についての措置が適切に講じられることが明らかであること。

(エ) 主要な代替施設以外の代替施設に関する工事の完了までの間に、製造場整備事業の実施に伴う土砂の流出又は崩壊その他の災害、周辺の環境を著しく悪化させる事象等が生じた場合、都道府県知事に報告を行うとともに、復旧作業等が適切に講じられる体制が構築されていること。

(オ) 主要な代替施設以外の代替施設が設置されなかった場合、解除区域において保安林の機能を回復させる措置が講じられることが明らかであること。

また、法第32条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更する場合には、同項に基づき改めて告示を行うなどの手続を行うことが必要であり、事業者に対し、代替施設の設置等に着手しないよう指導するものとする。

イ アの確認は、次のものについて行うものとする。

(ア) 法第26条の2第1項の規定による解除

(イ) 法第26条の2第2項の規定による解除であって令第2条の3に規定する規模を超え、かつ、法第10条の2第1項第1号から第3号までに該当しないもの

#### (6) 解除の告示等

ア 転用解除に係る法第33条第6項において準用する同条第1項の規定による解除



の告示は、(5)の確認を了した後に行うものとする。

イ 法第 33 条第 3 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく森林所有者等への保安林の解除の通知（以下「解除通知」という。）については、第 1 の 3 の (5)（エを除く。）を準用するものとする。この場合において、「指定通知」とあるのは「解除通知」と、「保安林予定森林」とあるのは「解除予定保安林」と読み替えるものとする。

### 第 3 保安林の指定施業要件の変更

法第 33 条の 2 及び第 33 条の 3 の規定に基づく保安林の指定施業要件の変更に関する事務については、次によるものとする。

#### 1 指定施業要件の変更を行う場合

(1) 災害の発生等に伴い保安林に係る指定施業要件を変更しなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至った場合又は指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められていない保安林において植栽が行われた場合には、法第 33 条の 2 第 2 項の申請がなくても、同条第 1 項の規定に基づく指定施業要件の変更を遅滞なく行うものとする。

(2) 指定施業要件として植栽が定められている保安林については、法第 34 条第 2 項の許可（以下「作業許可」という。）を伴う場合であって保安機能の維持上問題がないと認められるときは、当該指定施業要件を変更し、当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り植栽することを要しない旨を当該指定施業要件とすることができるものとする。

#### 2 指定施業要件の変更の手続

##### (1) 申請書の受理及び進達

法第 33 条の 2 第 2 項並びに第 33 条の 3 において準用する第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく指定施業要件の変更に係る申請書の受理及び進達については、第 1 の 3 の (1) を準用するものとする。

##### (2) 指定施業要件の変更に係る調査等

都道府県知事が行う保安林の指定施業要件の変更に係る調査等については、第 1 の 3 の (2) を準用するものとする。

##### (3) 指定施業要件変更予定保安林の告示等

法第 33 条の 3 において準用する第 30 条及び第 30 条の 2 の規定に基づく指定施業要件変更予定保安林の告示等については、第 1 の 3 の (3)（オ及びカを除く。）を準用するものとする。この場合において、「保安林予定森林」とあるのは、「指定施業要件変更予定保安林」と読み替えるものとする。

##### (4) 意見の聴取

法第 33 条の 3 において準用する第 32 条の規定に基づく意見の聴取については、

第1の3の(4)を準用するものとする。

#### (5) 指定施業要件の変更の通知

法第33条の3において準用する第33条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく森林所有者等への保安林の指定施業要件の変更の通知（以下「指定施業要件変更通知」という。）については、第1の3の(5)（エを除く。）を準用するものとする。この場合において、「指定通知」とあるのは、「指定施業要件変更通知」と、「保安林予定森林」とあるのは、「指定施業要件変更予定保安林」と読み替えるものとする。

### 第4 立木伐採許可及び届出

立木伐採許可については、次によるものとする。

#### 1 皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢

令別表第2第2号（一）イの皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあつては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあつては更新期待樹種の標準伐期齢とする。ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が2以上ある場合には、次式によって算出して得た平均年齢とし、当該年齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 + \dots$$

$u$  …………… : 平均年齢

$u_1$ 、 $u_2$ 、 $u_3$  …… : 各樹種の標準伐期齢

$a$ 、 $b$ 、 $c$  …… : 各樹種の期待占有面積歩合

#### 2 許可申請の適否の判定

(1) 令別表第2第1号（一）ロの択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であつて、次に掲げるものとする。

なお、これらに該当しない主伐については、皆伐として取り扱うものとする。

ア 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は10メートル未満の幅で帯状に選定してする伐採

イ 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの

(2) 令別表第2第1号（二）イの樹冠疎密度は、その森林の区域内における平均の樹冠疎密度ではなく、その森林の区域内においてどの部分に20メートル平方の区域をとつたとしても得られる樹冠疎密度とする。

(3) 令別表第2第2号（一）ロの1箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地（連続しない伐採跡地があつても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。）が20メートル未満に接近している部分が20メートル以上

にわたっているものを含む。)をいう。ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が 20 メートル未満であり、その部分の長さが 20 メートルにわたっているものを除く。

なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が 20 メートル未満であるもの及びその幅が 20 メートル以上の部分があってもその部分の長さが 20 メートル未満であるものについては、令別表第 2 第 2 号 (一) ロの規定は適用されないものとする。

(4) 規則第 56 条第 1 項の「前回の択伐」には、規則第 60 条第 1 項第 1 号から第 9 号までに掲げる伐採は含まれないものとする。

(5) 規則第 56 条第 1 項の「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積」が不明である場合には、同項の択伐率は、当該森林の年成長率（年成長率が不明な場合には、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均生長量の率）に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採をしようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。

(6) 国有林の保安林の立木で主伐をすることのできるものは、当該国有林の所在する市町村における当該国有林の近傍類似の民有林の当該樹種に係る標準伐期齢以上のものとする。

(7) 伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は、間伐に該当する場合を除き皆伐による伐採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とする。

(8) 許可に係る伐採の方法が伐採方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められるときに限り許可するものとする。ただし、許可に条件を付することによって支障を来さない場合は、この限りでない。

### 3 許可申請の処理

(1) 規則第 59 条第 2 項各号の同条第 1 項第 6 号に掲げる書類の添付を省略できる場合は、次によるものとする。

ア 第 1 号の「申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合」とは、路網の作設や施設の保守等のため線状に伐採する場合又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって申請者が隣接する森林の土地から距離をおいて伐採することを明らかにしたときとする。

イ 第 2 号の「地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合」については、明確な谷や尾根により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界を示す杭が存在している場合や、立木への標示や林相により境界が明らかな場合等とする。

ウ 第 3 号の「申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界

の確認を確実に行うと認められる場合」については、申請者が国、地方公共団体又は独立行政法人である場合や、伐採開始時まで隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行うことを明らかにした場合とする。

ただし、申請者が過去3年の間に都道府県から保安林の立木の伐採に係る指導、勧告又は命令を受けている場合（規則第59条第1項第7号の都道府県知事が必要と認める書類により提供された情報により判明したものを含む。）は、同条第2項第3号の規定に該当しないものとして、同条第1項6号に規定する書類の添付の省略を認めないものとする。

- (2) 立木伐採許可申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- (3) 令第4条の2第5項の規定による通知は、決定通知書を送付してするものとし、不許可の通知に当たっては、不許可の理由を付するものとする。
- (4) 立木の伐採について許認可等を必要とする場合であって、当該許認可等がなされる前に立木伐採許可したときは、当該許認可等を必要とする旨その他必要な事項を決定通知書に付記するものとする。

#### 4 許可の条件

法第34条第6項の規定に基づき立木伐採許可に付する条件は、次によるものとする。

- (1) 伐採の期間については、必ず条件を付する。
- (2) 伐採木を早期に搬出しなければ森林病虫害が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他公益を害するおそれがある場合には、搬出期間について条件を付する。
- (3) 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し、又は土砂を流出若しくは崩壊させるおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付する。
- (4) 当該伐採の方法が伐採方法の特例に該当するものであって、2の(8)のただし書に該当する場合にあっては当該条件を、当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合にあっては植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

#### 5 縮減

- (1) 皆伐による立木伐採許可申請（2月1日の公表に係るものを除く。）について、令第4条の3第1項第1号の規定により縮減するに当たり、令第4条の2第4項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には、当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を

令第4条の3第1項第1号の年伐面積とみなして計算するものとする。

(2) 令第4条の3第1項第4号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行うものとする。

ア 当該箇所に係る申請が1である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させること。

イ 当該箇所に係る申請が2以上ある場合には、申請面積に応じてすること。ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

## 6 届出の処理

(1) 法第34条第8項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であつて、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

(2) 許可の条件として付した期間が経過したとき（立木の伐採について法第34条第8項の届出がなされている場合を除く。）は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとし、立木の伐採について法第34条第8項の届出がなされていない場合は、許可を受けた者に対し届出をするよう勧告するものとする。

(3) 択伐による立木の伐採がなされた場合には、当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を把握し、当該材積を保安林台帳に記載するものとする。

## 7 立木伐採許可を要しない場合

(1) 規則第60条第1項第1号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びばた山崩壊防止工事には、当該事業又は実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。

(2) 法第34条第9項及び規則第60条第1項第5号から第9号までの届出があつたときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であつて、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

## 第5 作業許可及び届出

作業許可については、次によるものとする。

### 1 土地の形質を変更する行為

法第34条第2項の「土砂若しくは樹根の採掘」には、砂、砂利又は転石の採取を含むものとする。

また、同項の「その他の土地の形質を変更する行為」は、例示すれば次に掲げるとおりである。

- (1) 鉱物の採掘
- (2) 宅地の造成
- (3) 土砂捨てその他物件の堆積
- (4) 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築
- (5) 土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為

## 2 許可申請の適否の判定

- (1) 申請に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、作業許可をしないものとする。ただし、解除予定保安林において、法第 30 条又は第 30 条の 2 の告示の日から 40 日を経過した後（法第 32 条第 1 項の意見書の提出があったときは、これについて同条第 2 項の意見の聴取を行い、法第 29 条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第 30 条の 2 第 1 項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に規則第 48 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の計画書の内容に従い行う場合並びに別表 6 に掲げる場合は、この限りでない。

ア 立木の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

イ 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を来すおそれがある場合

ウ 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学的性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

エ 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を来し又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

オ 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害し、又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合。ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2 年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実に認められるときを除く。

カ 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

- (2) 申請に係る行為を行うに際し、当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、当該立木の伐採につき立木伐採許可を要するときに当該許可がなされていないときは、許可しないものとする。

### 3 許可申請の処理

- (1) 作業許可の申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- (2) 作業許可の申請に対する許可又は不許可の通知は、書面により行うものとし、不許可の場合は当該不許可の理由を付するものとする。
- (3) 許可申請に係る立竹の伐採その他の行為について許認可等を必要とする場合であって、当該許認可等がなされる前に許可したときは、当該許認可等を必要とする旨その他必要な事項を通知書に付記するものとする。

### 4 許可の条件

法第34条第6項の規定に基づき作業許可について付する条件は、次によるものとする。

- (1) 行為の期間については、次により必ず条件を付する。

#### ア 2の(1)のただし書に該当しない行為

(ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

(イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用及び家畜の放牧にあつてはそれらの行為に着手する時から5年以内の期間、それら以外にあつては行為に着手する時から2年以内の期間とする。

イ 解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従い行う行為については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。

#### ウ 別表6に掲げる行為

(ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

(イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、別表6の1及び2にあつては、当該行為に着手する時から5年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、別表6の3及び4にあつては、当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。

- (2) 行為終了後、施設等の廃止又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く。）には、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

(3) 家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して、土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。なお、当該行為が解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従って行われるものである場合に付する条件の内容は、当該計画書に基づいて定めるものとする。

## 5 届出の処理

法第 34 条第 9 項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

## 6 作業許可を要しない場合

規則第 63 条第 1 項第 1 号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事には、当該事業又は工事の実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。

## 第 6 監督処分

法第 38 条の規定に基づく監督処分については、次によるものとする。

### 1 監督処分を行うべき場合

(1) 法第 38 条第 1 項又は第 2 項の中止命令は、立木竹の伐採その他の行為が立木伐採許可又は作業許可を受けずに行われた場合のほか、当該行為が立木伐採許可若しくは作業許可の内容若しくは許可に付した条件に違反していると認められる場合、法第 34 条第 1 項第 7 号若しくは第 2 項第 4 号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽りその他不正な手段により立木伐採許可若しくは作業許可を受けたものと認められる場合に行うものとする。

(2) 法第 38 条第 1 項又は第 3 項の造林命令は、立木伐採許可を受けずに立木の伐採が行われた場合のほか、立木の伐採が、当該許可の内容若しくは当該許可に付した条件に違反していると認められる場合、法第 34 条第 1 項第 7 号の規定に該当するものでないと認められる場合若しくは偽りその他不正な手段により当該許可を受けたものと認められる場合又は法第 34 条の 2 第 1 項の届出をせずに行われた場合であって、造林によらなければ当該伐採跡地につき的確な更新が困難と認められる場合に行うものとする。ただし、違反者が自発的に当該伐採跡地についての的確な更新を図るため必要な期間、方法及び樹種により造林をしようとしている場合はこの限りでない。

(3) 法第 38 条第 2 項の復旧命令は、作業許可を受けずに立竹の伐採その他の行為が行われた場合のほか、当該行為が当該許可の内容若しくは当該許可に付した条件に違



反していると認められる場合、法第 34 条第 2 項第 4 号の規定に該当するものでないと認められる場合又は偽りその他不正な手段により当該許可を受けたものと認められる場合であって、当該違反行為に起因して、当該保安林の機能が失われ、若しくは失われるおそれがある場合又は土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地若しくは森林その他の土地、道路若しくは鉄道その他これらに準ずる設備若しくは住宅若しくは学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合に行うものとする。

(4) 法第 38 条第 4 項の植栽命令は、指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林において立木の伐採が行われ、当該植栽期間が満了した後も当該指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われていない場合に行うものとする。

## 2 監督処分を行うべき時期

中止命令及び植栽命令にあつては違反行為を発見したとき、造林命令及び復旧命令にあつては当該命令を行う必要があると認めるとき、それぞれ遅滞なく行うものとする。

## 3 監督処分の内容

(1) 造林命令の内容は、当該保安林について指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている場合は、その定められたところによるものとする。

(2) 法第 38 条第 2 項に規定する期間は、原則として、命令をする時から 1 年を超えない範囲内で定めるものとする。

なお、同項に規定する「復旧」には、原形に復旧することのほか、原形に復旧することが困難な場合において造林又は森林土木事業の実施その他の当該保安林の従前の効用を復旧することを含むものとする。

(3) 法第 38 条第 4 項に規定する期間は、原則として指定施業要件として定められている植栽の期間の満了の日から 1 年を超えない範囲で定めるものとする。

## 4 監督処分の方法

法第 38 条の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面を送付して行うものとする。

なお、(4)には当該命令の内容の実施状況の報告をすべき事項及び保育その他当該保安林の維持管理上注意すべき事項を含むものとする。

(1) 命令に係る保安林の所在場所

(2) 命令の内容

(3) 命令を行う理由

(4) その他必要な事項

## 第 7 標識の設置

法第 39 条第 1 項の規定に基づく保安林の標識の設置については、次によるものとする

る。

#### 1 標識の様式

(1) 保安林の標識に記載する保安林の名称は、第1の1の①から③までに掲げるとおりとする。

(2) 保安林の標識の色彩は、次のとおりとする。

ア 第1種標識の地は白色、文字は黒色

イ 第2種標識の標板の地は黄色、文字は黒色

ウ 第3種標識の標板の地は白色、文字は黒色、略図の保安林の区域の境界線は赤色

#### 2 標識の設置の時期

標識の設置は、保安林の指定について法第33条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされた日又は法第47条の規定により保安林として指定されたものとみなされた日以降遅滞なく行うものとする。

#### 3 標識の設置地点

標識は、次のいずれかに該当する地点に設置するほか、その他特に保安林の境界を示すために必要な地点に設置するものとする。

(1) 道路に隣接する地点

(2) 広場、駐車場、野営場その他の集まる場所に隣接する地点

(3) 農地、宅地その他森林以外の土地に隣接する地点

#### 4 標識の維持管理

都道府県知事は、設置した標識が損壊されないよう監視し、損壊等により設置した標識の効用が減じた場合には、修繕、再設置その他の所要の措置を講じるものとし、また、保安林が解除された場合には速やかに標識を撤去するものとする。

### 第8 保安林台帳

法第39条の2第1項の規定に基づく保安林台帳の調製及び保管については、次のものとする。

#### 1 調製の時期

保安林台帳の調製は、保安林の指定について法第33条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされたとき又は法第47条の規定により保安林として指定されたものとみなされたときに遅滞なく行うものとする。

#### 2 台帳の訂正

(1) 保安林台帳の訂正に当たっては、土地登記簿の閲覧等の方法により保安林の所在場所の変更を的確に把握するよう措置するものとする。

(2) 記載事項の訂正を行った場合には、訂正の年月日及び原因を付記するものとする。

(3) 保安林の解除があったときは、保安林が解除された年月日及び当該保安林の解除

に係る法第 33 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による告示の番号その他必要な事項を記載するものとする。

- (4) 指定施業要件の変更があったときは、指定施業要件が変更された年月日及び当該指定施業要件の変更に係る法第 33 条の 3 において準用する第 33 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による告示の番号その他必要な事項を記載するものとする。

## 第 9 保安施設地区

### 1 保安施設地区の指定又は指定施業要件の変更

#### (1) 保安施設地区に係る指定施業要件の変更の申請書の受理及び進達

法第 44 条において準用する第 27 条第 2 項及び第 3 項並びに第 33 条の 2 第 2 項の規定に基づく保安施設地区に係る指定施業要件の変更の申請書の受理及び進達については、第 1 の 3 の (1) を準用するものとする。

#### (2) 保安施設地区予定地等の告示等

ア 法第 44 条において準用する第 30 条の規定に基づく告示に掲載する保安施設地区予定地又は指定施業要件変更予定保安施設地区（以下「保安施設地区予定地等」という。）の所在場所は、原則として、標柱番号及びそれぞれの標柱が設置された土地の地番により表示するものとする。

イ 法第 44 条において準用する第 30 条の規定に基づく保安施設地区予定地等の通知には、当該指定に係る区域を明示した図面を添付するものとする。

ウ 法第 44 条において準用する第 30 条の規定に基づく保安施設地区予定地等の告示、掲示及び通知については、第 1 の 3 の (3)（オ及びカを除く。）を準用するものとする。

#### (3) 意見の聴取

法第 44 条において準用する第 32 条の規定に基づく意見の聴取については、第 1 の 3 の (4)（エからキまでを除く。）を準用するものとする。

#### (4) 保安施設地区の指定又は指定施業要件の変更の告示等

ア 法第 44 条において準用する第 33 条第 1 項の規定に基づく保安施設地区の指定又は指定施業要件の変更（以下「保安施設地区の指定等」という。）の告示については、(2) のアを準用するものとする。

イ 保安施設地区の指定等の通知には、当該指定等に係る区域を明示した図面を添付するものとする。ただし、当該指定等に係る区域が保安施設地区予定地等の区域と同一である場合は、土地所有者に異動があった場合を除き、図面の添付を省略することができるものとする。

ウ 保安施設地区の指定等の通知については、第 1 の 3 の (5) のア及びイを準用するものとする。

## **2 保安施設地区における制限**

法第 44 条において準用する第 34 条の規定に基づく保安施設地区における制限については、第 4 及び第 5 を準用するものとする。

## **3 標識の設置**

法第 44 条において準用する法第 39 条第 1 項の規定に基づく標識の設置については、第 7 を準用するものとする。

## **4 保安施設地区台帳**

法第 46 条の 2 第 1 項に規定する保安施設地区台帳は、地区ごとに調製するものとし、その保管及び調製については、第 8 を準用するものとする。

別表1 指定施業要件として定める保安林の種類ごとの伐採種（主伐に係るもの）

保安林の種類	指定施業要件における伐採種（主伐）
水源かん養保安林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）</li> <li>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</li> </ol>
土砂流出防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</li> <li>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</li> <li>3 その他の森林にあつては、択伐</li> </ol>
土砂崩壊防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</li> <li>2 その他の森林にあつては、択伐</li> </ol>

（注）

保安施設事業の施行地の森林の伐採方法については、水源かん養保安林において「伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの」は択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林において「保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出又は崩壊するおそれがあると認められる」ものは禁伐とされていることを踏まえ、原則として、保安施設事業の施行地であつて施行後一定の期間（事業施行後10年（保安施設事業により森林の造成（山腹緑化工、植栽工、植生導入工等）を実施した区域にあつては事業施行後20年）を目安とする。）を経過していないものについては、禁伐又は択伐とすること。

なお、当該期間が経過したものについては、林況、地況等から引き続き伐採の方法を制限しなければ土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるものを除き、当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度の制限となることを旨として伐採の方法に係る指定施業要件を変更（例えば、禁伐を択伐に、択伐を伐採種を定めないに変更）することができる。

別表 2 規則付録第 8 の算式による植栽本数

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700

V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

別表3 保安林の指定又は解除等に係る直接の利害関係を有する者

保安林の種類	保安林の指定により直接利益を受ける者等
水源かん養保安林	<p>1 洪水の防止については、過去の災害状況、地形、土地利用状況等から保安林の指定又は解除等の申請がなされた森林（以下この表において「当該森林」という。）の流出係数の変化に伴い、いっ水による浸水のおそれがある区域内に居住する者並びに当該区域内の土地、建築物その他の物件（以下「土地等」という。）について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>2 各種用水の確保については、過去の渇水事例、水利用状況等からみて水の確保に支障を及ぼすおそれがある区域内の取水施設に正当な権原を有する者とする。</p>
土砂流出防備保安林	<p>過去の土石流、土砂流、洪水等の発生状況、河床勾配等からみて土砂流出のおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>当該森林の地形、地質、山麓より下方の地形等からみて崩壊土砂が流下し、たい積するおそれのある区域（当該森林の斜面上部で崩壊のおそれがある場合は、その区域を含む。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
飛砂防備保安林	<p>当該森林の林帯方向における両端を通過して林帯方向に対して直角に交わる直線が当該林帯の林縁と交わる点（以下「林縁点」という。）から当該林帯の期待平均樹高（以下「樹高」という。）の風上側へ5倍、風下側へ10倍の水平距離（林帯が不整形の場合は、最も風上側及び風下側となる林縁からのそれぞれ5倍、10倍の水平距離）となる点（以下それぞれ「風上点」、「風下点」という。）をその直線上にとり、風上点及び風下点をそれぞれ結んだ線分によって囲まれる区域（林帯の連続状態が失われる場合には、風の吹き抜けによる影響が予想される区域を含む。）内に居住する者及び土</p>

	地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。
防風保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域(風下点は、風下側の林縁点から樹高の 35 倍の水平距離となる点とする。)内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。
水害防備保安林	当該森林に隣接し、その周辺における災害状況等からみて当該森林の水制作用、洪水流送物の制御作用の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。
潮害防備保安林	<p>1 塩害の防止については、飛砂防備保安林に準ずる区域(風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の 25 倍の水平距離となる点とする。)内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p> <p>2 津波等の被害の防止については、当該森林に隣接し、その周辺の災害状況、沿岸の地形等からみて当該森林の津波及び高潮の防止効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p>
干害防備保安林	当該森林に水利用を直接依存している取水施設、貯水池等に正当な権原を有する者とする。
防霧保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域(風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の 20 倍の水平距離となる点とする。)内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。
なだれ防止保安林	当該森林の下方の地形等からみてなだれが流下し、たい積するおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を



	有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。
落石防止保安林	当該森林の地形、下方の地形等からみて落石の影響が予想される区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。
防火保安林	当該森林に隣接し、当該森林の火災の延焼防止の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。
魚つき保安林	当該森林が魚類の棲息と繁殖に影響を与える海域等において、漁業権を有する者とする。
航行目標保安林	当該森林を通常航行の目標としている小型漁船及び小型船舶に正当な権原を有する者とする。
保健保安林	<p>1 「局所的な気象条件の緩和、塵埃及び煤煙のろ過作用等」を目的とするものについては、当該森林の隣接する区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p> <p>2 「市民のレクリエーション等の保健、休養の場」を目的とするものについては、その効果、効用の及ぶ範囲は極めて不特定かつ広範囲に及ぶものであり、保安林の指定により直接利益を受ける者等に該当する者はいない。</p>
風致保安林	名所、旧跡と一体となって景観の保存を目的としているものについては、その名所、旧跡について正当な権原を有する者とする。

別表 4 国等以外の者が実施する事業

1	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
2	運河法（大正 2 年法律第 16 号）による運河の用に供する施設に関する事業
3	土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設に関する事業
4	土地改良区が土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備に関する事業
5	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業
6	軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設に関する事業
7	石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
8	道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設に関する事業
9	自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 3 条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設に関する事業
10	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）による漁港施設に関する事業
11	航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）による航路標識に関する事業又は水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 6 条の許可を受けて設置する水路測量標に関する事業
12	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するものに関する事業
13	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる業務の用に供する施設に関する事業
14	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設に関する事業
15	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備に関する事業
16	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業又は同項第 10 号に規定する送電事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物に関する事業

17	発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第2条に規定する発電用施設に関する事業
18	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物に関する事業（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
19	水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業
20	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業
21	社会福祉法（昭和26年法律第45号）による第一種社会福祉事業、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設若しくは児童家庭支援センターを運営する事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園を運営する事業又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）による継続保護事業の用に供する施設に関する事業
22	健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所又は医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関に関する事業
23	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による火葬場に関する事業
24	と畜場法（昭和28年法律第114号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場に関する事業
25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）に関する事業
26	卸売市場法（昭和46年法律第35号）による地方卸売市場に関する事業
27	自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業
28	鉱業法（昭和25年法律第289号）第104条の規定により鉱業権者又は租鉱権者が他人の土地を使用することができる事業
29	鉱業法第105条の規定により採掘権者が他人の土地を収用することができる事業
30	法第50条第1項の規定により他人の土地を使用する権利の設定に関する協議を求めることができる事業

別表5 転用を目的とする保安林解除の審査に当たっての級地区分

級地区分	該当する保安林
第1級地	<p>次のいずれかに該当する保安林</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行地（これに相当する事業の施行地を含む。）であるもの（事業施行後10年（保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあっては事業施行後20年（法第39条の7第1項の規定により保安施設事業を実施した森林にあっては事業施行後30年））を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。）</li> <li>2 傾斜度が25度以上のもの（25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの</li> <li>3 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であって、当該施設等の保全又はその機能の維持に直接重大な関係があるもの</li> <li>4 海岸に近接して所在するものであって、林帯の幅が150メートル未満（本州の日本海側及び北海道の沿岸にあっては250メートル未満）であるもの</li> <li>5 保安林の解除に伴い残置し又は造成することとされたもの</li> </ol>
第2級地	第1級地以外の保安林

(注)

- 1 治山事業の施行地については、特に国土保全等公益を確保する上で厳正な取扱いを必要とするものであり、当該施行地が介在する保安林については、転用を極力避けるよう指導するものとする。
- 2 海岸に近接して所在する保安林は、その立地特質等からして多様な役割を果たすことが期待されているものであり、また、その林帯幅が縮減又は分断された場合には全体として機能の減退をもたらすこととなることから、原則として解除を行わないものとし、第1級地の林帯幅以上の保安林にあっては開発転用は極力避けるよう指導するものとする。

別表6 保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区分	行為の目的、態様、規模等
<p>1 森林の 施業及び 管理に必 要な施設</p>	<p>(1) 林道（車道幅員が4メートル以下のものに限る。）、森林の施業及び管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合</p> <p>(2) 森林の施業及び管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合</p>
<p>2 森林の 保健機能 の増進に 資する施 設</p>	<p>保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第5条の2第1項第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更（以下この表において「変更行為」という。）に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林（当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。）の面積の10分の1未満の面積であること。</p> <p>(2) 変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。）を行う箇所が、次の①及び②の条件を満たす土地であること。</p> <p>① 土砂の流出又は崩壊その他の災害が発生するおそれのない土地</p> <p>② 非植生状態（立木以外の植生がない状態をいう。）で利用する場合にあつては傾斜度が15度未満の土地、植生状態（立木以外の植生がある状態をいう。）で利用する場合にあつては傾斜度が25度未満の土地。</p> <p>(3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30パーセント以上の状態で変更行為を行う場合には0.05ヘクタール未満であり、立木の伐採が材積にして30パーセント未</p>

	<p>満の場合には 1.20 ヘクタール未満であること。</p> <p>(4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は 200 平方メートル未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は 400 平方メートル未満であること。</p> <p>(5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50 メートル以上であること。</p> <p>(6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。</p> <p>① 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。</p> <p>② 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。</p> <p>③ 建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね 1.5 メートル未満であること。</p> <p>(7) 遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅 3 メートル未満であること。</p> <p>(8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。</p>
<p>3 森林の有する保安機能の維持又は代替をする施設</p>	<p>(1) 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設を設置する場合</p> <p>(2) 転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合</p>
<p>4 その他</p>	<p>(1) 上記 1 から 3 までに規定する以外のものであって次に該当する場合</p> <p>① 施設等の幅が 1 メートル未満の線的なものを設置する場合（例えば、水路、へい、柵等）</p> <p>② 変更行為に係る区域の面積が 0.05 ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね 1.5 メートル未満の点的なものを設置する場合（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望</p>

台等)

ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が 50 平方メートル未満であって、かつ、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。

(2) その他

一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。

- ① 変更行為の期間が原則として 2 年以内のものであること。
- ② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。
- ③ 区域の面積が 0.2 ヘクタール未満のものであること。
- ④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。
- ⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね 1.5 メートル未満のものであること。

(注)

- 1 林道については、車道幅員（路肩を除く。）が 4 メートル以下であって、森林の施業及び管理の用に供するため周囲の森林と一体として管理することが適当と認められる場合には、作業許可の対象とする。

農道、市町村道その他の道路については、森林内に設置され、その規格及び構造が林道に類するものであって、森林の施業及び管理に資すると認められるもの限り林道と同様に取り扱うものとする。

なお、森林の施業及び管理の用に供する、又は資するとは、林道等の沿線の森林において、施業の実施予定がある場合や施業を行う対象であることが森林施業に関する各種計画から明らかである場合、山火事防止等森林保全のための巡視や境界管理、森林に関する各種調査等の実施が見込まれる場合とする。

- 2 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設とは、その設置目的及び構造からみて保安機能を持つことが明らかであって、周囲の森林と一体となって管理することが保安林の指定の目的の達成に寄与すると認められるものをいい、例えば道路に附帯する保全施設等がこれに該当する。

転用に当たり、転用に係る区域内に設置する当該保安林の機能に代替する機能

を果たすべき施設については、本体施設と一体となって管理されるべきものであり、作業許可の対象としないものとする。また、転用に係る区域外に設置する施設であっても、洪水調節池等の森林を改変する程度が大きいものについては、作業許可の対象としないものとする。

3 土砂捨て、しいたけ原木等の堆積、仮設建造物の設置その他物件の堆積等の一時的な変更行為に係る作業許可は、土壌の性質、林木の生育に及ぼす影響が微小であると認められるものに限って行うものとする。

4 切土の高さとして示すおおむね1.5メートルとは、樹木の根系が一般的に分布し、変更行為によっても保安機能の維持に支障を来さない範囲として目安を示したものである。このため、現地の樹種や土壌等の調査等を行い、根系が密に分布する深さを明らかにすることで、その深さを限度として差し支えないものとする。

また、盛土の高さとして示すおおむね1.5メートルとは、切土を流用土として現地処理することを前提に目安を示したものであるが、一般に、切土に比べて盛土の体積は増加することとなるため、一定の厚さで締固めを行うなど適切な施工を行う上で、1.5メートルを超えることは差し支えないものとする。

なお、切土又は盛土の高さについて、現場での施工上必要な場合には、1.5メートルを2割の範囲内で超えることも、「おおむね」の範囲内であるとして差し支えないものとする。

5 一時的な変更行為に係る作業許可の期間については、作業許可基準が森林の機能を維持した状態を前提としていることから、伐採後の植栽義務の履行期間と同様に2年を原則としている。ただし、事業実施後の遅延に合理的な理由がある場合には、確実な原状回復を前提に、その期間を5年まで延長することを可能とする。

6 変更行為に係る区域（以下「変更区域」という。）の一箇所の考え方については、変更区域が連続しない場合であっても、相隣する変更区域間の距離が20メートル未満に接近している場合は、これらの変更区域は連続しているものとし一箇所として扱うものとする。



## 転用の目的に係る事業又は施設の設置の基準

### 第1 基準

転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）については、次の全ての基準に適合するものであること。

- 1 事業等に係る保安林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該事業等により当該保安林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。
- 2 事業等に係る保安林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該事業等により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないものであって、事業等に係る保安林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該事業等に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。
- 3 事業等に係る保安林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該事業等により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 事業等に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該事業等により当該保安林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

### 第2 技術的細則

#### 1 災害を発生させるおそれに関する事項

第1の1については、次の全ての基準に適合するものであること。

##### (1) 土砂の移動量

事業等が原則として現地形に沿って行われること及び事業等による土砂の移動量が必要最少限度であることが明らかであること。

スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とすること。

なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域は

スキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減するよう事業等を実施する者（以下「事業者」という。）に対し指導するものとする。

また、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ 18 ホール当たりおおむね 200 万立方メートル以下とすること。

## (2) 切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 工法等は、次によるものであること。

(ア) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

(イ) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。

(ウ) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講じられていること。

(エ) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

イ 切土は、次によるものであること。

(ア) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

(イ) 土砂の切土高が 10 メートルを超える場合には、原則として高さ 5 メートルないし 10 メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講じられていること。

(ウ) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講じられていること。

ウ 盛土は、次によるものであること。

(ア) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

(イ) 一層の仕上がり厚は、30 センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講じられていること。

(ウ) 盛土高が 5 メートルを超える場合には、原則として 5 メートルごとに小段

を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講じられていること。

(エ) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行、排水施設の設置等の措置が講じられていること。

エ 捨土は、次によるものであること。

(ア) 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

(イ) 法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

### (3) 法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(2)によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

(ア) 切土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のa若しくはbのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

a 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

b 土質が、表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。この場合において、aに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、aに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

表1

土質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
----	---------------	--------------

軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、 その他これに類するもの	35度	45度

(イ) 盛土により生ずる法面の勾配が30度より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合

イ 擁壁の構造は、次によるものであること。

(ア) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

(イ) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

(ウ) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

(エ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

(オ) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

#### (4) 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

イ 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講じられるものであること。この場合における擁壁の構造は、(3)のイによるものであること。

#### (5) 土砂流出防止の措置

事業等に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（事業者が、所有権その他の当該土地を使用する権利を有し、事業等に供しようとする区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、事業等に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措

置が適切に講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア えん堤等の容量は、次の(ア)及び(イ)により算定された事業等に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

(ア) 事業等の施行期間中における流出土砂量は、事業等に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合にあつては200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合にあつては600立方メートル、それ以外の場合にあつては400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

(イ) 事業等の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。

イ えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ウ えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通知）によるものであること。

エ 「災害が発生するおそれがある区域」については、表2に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次の(ア)及び(イ)を目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。

なお、表2に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については、「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。

(ア) 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

(イ) 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表2

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法 (明治30年法律第29号)
災害危険区域	建築基準法

	(昭和25年法律第201号)
地すべり防止区域	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に 関する法律 (昭和44年法律第57号)
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領 (平成18年7月3日付け18林整治第 520号林野庁長官通知)
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

オ なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講じること。

カ 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について事業等に関する計画書及び代替施設の設置に関する計画書に必要な事項を記載すること。

#### (6) 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 排水施設の断面は、次によるものであること。

(ア) 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の a 及び b により、流量は原則としてマニング式により求められていること。

a 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m<sup>3</sup>/sec)

f : 流出係数

r : 設計雨量強度 (mm/hour)

A : 集水区域面積 (ha)

b 前式の適用に当たっては、次によるものであること。

(a) 流出係数は、表 3 を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、表 3 の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸

透能大として差し支えない。

- (b) 設計雨量強度は、(c)による単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。
- (c) 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表4を参考として用いられていること。

表3

地表状態 \ 区分	浸透能 小	浸透能 中	浸透能 大
林 地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5
草 地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6
耕 地	—	0.7~0.8	0.5~0.7
裸 地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9

表4

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

- (イ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて(ア)に定めるものより一定程度大きく定められていること。
- (ウ) 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。
- イ 排水施設の構造等は、次によるものであること。
- (ア) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されているこ

と。

(イ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講じられていること。

(ウ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講じられていること。

(エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等まで導くように計画されていること。ただし、河川等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

なお、「同意」については、他の排水施設を経由して河川等に排水を導き河川等の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、関係する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨であり、その取得について審査する際には、都道府県と関係行政庁の間で十分連絡調整すること。

#### (7) 洪水調節池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすることができる。

また、事業等の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合については、事業等に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600立方メートル、それ以外のときには400立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。



イ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上のものであること。ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、都道府県ごとの状況も踏まえ、100年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

ウ 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出又は崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

エ 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、事業者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。

オ 2の規定に基づく洪水調節池の設置を併せて行う必要がある場合、本項及び2のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。

#### **(8) 静砂垣等の設置等**

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

#### **(9) 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用**

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、(6)のア、(7)のア及びイによるほか、事業等を実施する流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

#### **(10) 仮設防災施設の設置等**

事業等の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

#### **(11) 防災施設の維持管理**

事業等の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

## 2 水害を発生させるおそれに関する事項

第1の2については、次の全ての基準に適合するものであること。

- (1) 洪水調節容量は、当該事業等を実施する森林の下流において当該事業等に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすることができる。

また、事業等の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、1の(7)のアによるものであること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、1の(7)のアによるものであること。

- (2) 当該事業等に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該事業等に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該事業等を実施する森林の下流の流下能力からして、30年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率を用いることができる。）で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該事業等による影響を最も強く受ける地点とする。ただし、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。

なお、「同意」については、下流における水害の発生するおそれの有無について、より専門的な知見を有する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨であり、その同意の取得について審査する際には、都道府県と関係行政庁の間で十分連絡調整するものとする。

- (3) 余水吐の能力は、1の(7)のイによるものであること。
- (4) 洪水調節の方式は、1の(7)のウによるものであること。
- (5) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、事業者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができること。

- (6) 1の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合には、1の(7)及び本項のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。
- (7) 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、(1)によるほか、事業等を実施する流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができる。
- (8) 事業等の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
- (9) 事業等の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

### 3 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項

第1の3については、次の全ての基準に適合するものであること。

#### (1) 貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を事業等の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

導水路の設置その他の措置が講じられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

#### (2) 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

### 4 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項

第1の4については、次の全ての基準に適合するものであること。

#### (1) 森林又は緑地の残置又は造成

事業等に係る保安林の区域に、事業等の目的及び態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

ア 相当面積の残置森林等の配置が適切に行われることとは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置されるよう事業者に対し指導するとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用する等その運用については厳正を期するものとする。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表5の事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合によること。ただし、事業等に係る保安林の面積が5ヘクタール以上である場合又は事業区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10パーセント以上である場合（事業等に係る保安林の面積が1ヘクタール未満の場合を除く。）には、1の(1)及び表5に代えて表6に示す基準に適合するものであること。

また、残置森林等は、表5又は表6の森林の配置等により事業等の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表5又は表6に掲げる事業等の目的以外の事業等については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表5又は表6に準じて適切に措置されていること。

表5

事業等の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はその面積のおおむね30パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。

		<p>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所当たりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
ゴルフ場の造成	<p>森林率はおおむね50パーセント以上とする。 (残置森林率はおおむね40パーセント以上)</p>	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね20メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20メートル以上)を配置する。</p>
宿泊施設、レジャー施設の設置	<p>森林率はおおむね50パーセント以上とする。 (残置森林率はおおむね40パーセント以上)</p>	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設に係る事業等の1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
工場、事業場の設置	<p>森林率はおおむね25パーセント以上とする。</p>	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林を配置する。 2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
住宅団地の造成	<p>森林率(緑地を含む。)はおおむね20パーセント以上とする。</p>	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林等を配置する。これ以外の場合であっても極力周辺部に森林又は緑地を配置する。 2 事業等に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林等を配置する。</p>
土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>

(注)

- 1 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるに至らないものを同等に取り扱うことが適切でないことによるものである。
- 2 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切上面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。
- 3 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断するものとする。
- 4 「事業等の目的」について
  - (1) 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
  - (2) 「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取り扱うものとする。
  - (3) 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取り扱うものとする。
  - (4) 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動物園、植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。
  - (5) 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。
  - (6) 上記表に掲げる以外の事業等の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場及び事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設及びレジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る事業等の目的の基準を適用するものとする。
  - (7) 1事業区域内に異なる事業等の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの事業等の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林又は造成森林は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね50メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。
- 5 レジャー施設並びに工場及び事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね5ヘクタール以下、おおむね20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- 6 工場及び事業場の設置並びに住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」と

は、当該施設又はその集団を設置するための事業等に係る土地の区域面積を指すものとする。

7 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。

- (1) 公園、緑地又は広場
- (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- (3) 緑地帯又は緑道
- (4) 法面緑地
- (5) その他上記に類するもの

8 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

表 6

事業等の目的	事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とする。</li> <li>3 1 区画内の建物敷の面積はおおむね 200 平方メートル以下とし、建物敷その他付帯施設の面積は 1 区画の面積のおおむね 20 パーセント以下とする。</li> <li>4 建築物の高さは当該森林の期待平均樹高以下とする。</li> </ol>
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。</li> <li>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。 また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>4 滑走コースの造成に当たっては原則として土地の形質変更は行わないこととし、止むを得ず行う場合には、造成に係る切土量は、1 ヘクタールあたりおおむね 1,000 立方メートル以下とする。</li> </ol>
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 70 パーセン	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としてお</li> </ol>

	ト以上とする。 (残置森林率はおおむね 60 パーセント以上)	<p>おむね 40 メートル以上) を配置する。</p> <p>2 ホール間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林 (残置森林はおおむね 40 メートル以上) を配置する。</p> <p>3 切土量、盛土量はそれぞれ 18 ホール当たりおおむね 150 万立方メートル以下とする。</p>
宿泊施設、レジャー施設の設置	残置森林率はおおむね 70 パーセント以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 20 パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設に係る事業等の 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 35 パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合、原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 事業等に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
住宅団地の造成	森林率 (緑地を含む。) はおおむね 30 パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の事業等に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合、原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林等を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林又は緑地を配置する。</p> <p>2 事業等に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林等を配置する。</p>
土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね 50 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>

(注)

表 5 に同じ。

イ 造成する森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、



客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表7を基準として均等に分布するよう植栽すること。

なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特長、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ1ヘクタール当たり500本から1,000本までの範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

表7

樹高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000本

ウ 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると認められるときは、森林を残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

#### (2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、事業等に係る保安林の区域内の適切な箇所に必要な森林を残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

#### (3) 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、事業等により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、事業等に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講じられることが明らかであること。

特に土砂の採取、道路の開設等の事業等について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、事業等の対象地（土捨場を含む。）の選定、法面の縮小又は緑化、森林を残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査し指導すること。

#### (4) 残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、事業区域内の残置森林等については、原則として将来にわたって厳正に保全及び管理に努めるものとし、必要に応じ保安林の指定を進めるものとする。

また、事業区域内の残置森林等については、地域森林計画の対象とすることを原則とする。さらに、市町村に対しては、残置森林等が市町村森林整備計画において適切な公益的機能別施業森林区域に設定されるよう指導するとともに、事業者に対しては、市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等について指導するものとする。また、残置森林等の立地条件、保全上の特性等を踏まえ、必要に応じて保健保安林等の指定を進めるとともに、都市緑地部局、環境部局等の関係部局とも連携し、残置森林等の保全又は形成に資する関係制度の活用についても検討するものとする。

さらに、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、事業者から施設の増設等に係る事業等の申請があった場合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないと認められるものに限って事業等を実施するものとする。

なお、別荘地の造成等事業等の完了後に売却、分譲等が予定される事業等における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記するなどの指導を行うものとする。

### 第3 経過措置

本基準は、通知施行日以降に転用解除の申請を行うものに適用されるが、通知施行日以降1年以内に当該申請の手続を行うものについては、従前の基準により取り扱うものとする。